

百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会

運営要領

(趣 旨)

この要領は百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

- 1) 協議会の運営方針（討議の進め方等）は協議会で決定するものとする。
- 2) 岡山河川事務所は河川管理者として、会長の許可を得て資料の説明や回答を行うことができるものとする。
- 3) 協議会の内容に関する意見は、文書による郵送、FAX、電子メールで事務局にて受け付けるものとする。

事務局：国土交通省 岡山河川事務所 調査設計課
〒700-0914 岡山市鹿田町2丁目4番36号
FAX (086)234-2298
URL <http://www.okakawa-mlit.go.jp>
Eメール okakawa5@pol.oninet.ne.jp

(公開方法)

- 1) 協議会は原則として公開するものとするが、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。
- 2) 会議資料及び議事録については、国土交通省岡山河川事務所のホームページにて公開するとともに、当事務所にて閲覧することができる。

以上

百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会

傍聴要領

(趣 旨)

この要領は百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、議事を円滑に進めるため、傍聴に係る必要な事項を定めたものです。

(傍 聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記載してください。
- 2) 傍聴者数については可能な限り確保することとしますが、会場の都合により満席となった場合は、入室を制限することがあります。
- 3) 傍聴者は、会議場内において次の事項を遵守してください。
 - 会議における言論への批判、可否の表明、拍手などをしない。
 - 私語、談論などをしない。
 - プラカード、はちまき、腕章の類などをしない。
 - 許可なく写真やビデオ撮影、録音などをしない。
 - 携帯電話などを使用しない。
 - 前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり、議事の妨害となるような行為を行わない。
- 4) 傍聴者が前号に掲げる事項を遵守しない場合は、会長より傍聴者へ退室を指示する場合があります。
- 5) 協議会による会議の非公開の決定があった場合又は会長が退室を指示した場合は、傍聴者は速やかに退室してください。
- 6) 以上のほか、傍聴者は事務局職員の指示に従ってください。

以上